環境省は「生物多様性条約」批准国日本の担当省庁として責務を果たして下さい

要　望　書

２００６年9月１５日

環境大臣　小池百合子　様
中部地方環境事務所長　青山銀三　様

徳山ダム建設中止を求める会
代表　上田　武夫
運営委員一同

☆　日本は「生物多様性条約」を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。
☆　環境省は「生物多様性条約」を批准国日本の担当省庁である。「事業者任せ」で絶滅危惧種を絶滅に追い込むことのないよう対処する責務がある。特にＣＯＰ１０を名古屋に招致しようとしている「今」こそ、積極的対応が求められている。
☆　湛水という自然大改変にあたり、事業者（水資源機構・国土交通省）は、未だに絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの棲息を保全する施策を講じていない。
☆　自然生態系を不可逆的に改変する徳山ダムの試験湛水開始に対し、環境省は手を拱いていてはならない。

日本は、生物多様性条約を締結・批准し、絶滅危惧種保全を国際的に約束しています。
*《生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し》《生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し》*てこの条約を締結したのです。

絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの宝庫である旧徳山村（徳山ダム集水域）が、巨大ダム建設という自然大改変に直面していることにつき、環境省（環境庁）は、一貫して何もしないできました（私たちの知る限り、公金を７億６５００万円も投入して行ってきた徳山ダム集水域の猛禽類調査の資料を取り寄せることさえもしてきませんでした）。
曰く「環境アセス法対象外だから、環境省が口を挟む法的根拠がない」・・・環境省がモノを言ってはいけないとは、どの法律にもありません。
曰く「事業者において、『猛禽類保護の進め方』に則り、適切に対処しているものと認識している」・・・『猛禽類保護の進め方』は、調査方法と工事中の配慮について述べているのみであって、自然大改変にあたっての保全の指針とはなりえません。また、徳山ダム建設事業では、事実として大型猛禽類についての「問題」が発生し続けています。「適切に対処している」との認識の根拠は何なのでしょう？　資料さえ入手して来なかったのに。

湛水によって、徳山の自然（生態系）は不可逆的に改変されてしまいます。
７月２５日の「第２回徳山ダムモニタリング会議」において、ワシタカ類の有名な専門家委員から「モニタリングといって調査しているだけでは、絶滅の記録を作成するだけになってしまわないか」と危機感が口にされました。
具体的な保全の方策は何一つ講じられないまま、事業者は、湛水を強行しようとしているのです。

「生物多様性条約」の趣旨からも、これは由々しき事態です。

憲法は国際条約の誠実な遵守を規定しています（９８条２項)。そして、生物多様性条約には次の記載があります。

《生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し》《更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し》

「環境アセス法の対象外だから」「他の省庁の管轄している件に口を出しにくい」などというのは、環境省が徳山ダム集水域のイヌワシ・クマタカについて、関心をもたないことの何の正当事由にもならないどころか、国際条約違反さらに憲法遵守義務違反とも言えます。

日本政府が「ＣＯＰ１０（生物多様性条約締結国第１０回会議)」を招致しようとしている都市・名古屋の近傍で、(「名古屋市」「愛知県」が受益者とされる）徳山ダムの湛水によってイヌワシ・クマタカが絶滅に追い込まれようとしている・・・それを環境省は見て見ぬふりをしている・・・それではブラックジョークです。

旧徳山村（徳山ダム集水域）での、イヌワシ・クマタカの現状については、すでに文書をお渡しし、検討をお願いしている通りです。

徳山ダム湛水によって、絶滅危惧種保全のため、環境省として緊急に対処されることを、強く要望します。

＜付記＞

1．「事業者において適切に対処しているものと認識している」ということは、事業者の調査データを入手した上で、専門官庁としての立場でおっしゃっているものと思ってきました。が、７億６５００万円を投じた調査資料も、未だ環境省は手にしていないとのことです（４月２５日付環境大臣宛「要望書」にもその存在を明記し、入手を要請したにも拘わらず)。これは一体どういうことでしょうか？

2．湛水により、イヌワシＤ番いの行動圏の（面積の）多くは水没してしまいます。水没する部分は（Ｄ番いにとって）重要な部分ではないから、大きな悪影響はないだろう、というようなことが第２回モニタリング会議で報告されていました（図などは、傍聴者には非公開)。しかし、専門家委員の一人は納得されていない様子でした。
専門家の間でも意見が分かれるような問題は、「安全側」に立つべきではないでしょうか？「やってみなければ分からない」状態で、絶滅危惧種の生息を危機に追い込むことは許されません。

3．イヌワシは天然記念物です。「天然念物に指定された区域においては生育・棲息環境の現状を変更する行為を規制し、また指定された動植物にあっては・・・繁殖や棲息に影響を及ぼすおそれのある行為の予防等を通じてそれらの保護を図る」（Ｈ７年「生物多様性国家戦略」）とありますが、徳山ダム集水域においては、どのように規制や保護が図られてきたのでしょうか？

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局
〒503-0875　岐阜県大垣市田町田町１－２０－１　　近藤ゆり子
０５８４－７８－４１１９（TEL/FAX)